

○アーティストバンクＯＢＵの設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、アーティストの活動機会の創出及び市民等が気軽に音楽に触れることができる機会の提供を行い、もって音楽によるまちづくりを推進するため、大府市（以下「市」という。）にゆかりのあるアーティストを登録し、公開するアーティストバンクＯＢＵ（以下「バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(登録要件)

第2条 バンクに登録することができる者は、次の各号のいずれにも該当する個人又は団体とする。

- (1) 原則として、過去3年間に市内での演奏実績がある等市との関わりがあり、市が推進する音楽によるまちづくりに協力できるもの
- (2) 市民等からの依頼に応じて、公演、ワークショップ、指導等（以下「公演等」という。）を行うことのできるもの
- (3) 原則として、バイオリン、チェロ等の弦楽器又はピアノのいずれかの演奏家を含むもの

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、バンクに登録することができない。

- (1) 法令に違反する活動を行うもの
- (2) 公序良俗に反する活動又はそのおそれのある活動を行うもの
- (3) 市の名誉を毀損し、若しくは信用を失墜させ、又はそのおそれのある活動を行うもの
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- (5) 特定の政治家若しくは政治団体又は宗教を援助し、若しくは助成し、又は圧迫し、若しくは干渉を加える活動を行うもの
- (6) その他登録を行うことが適当でないと市長が認めるもの

(登録情報)

第3条 バンクに登録する情報（以下「登録情報」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) アーティスト名
- (2) 演奏楽器及びジャンル
- (3) プロフィール
- (4) 写真
- (5) 連絡先（住所、電話番号、メールアドレス等）
- (6) ウェブサイト、SNS等
- (7) 出演料その他の公演等に要する費用
- (8) その他市長が必要と認める情報

(登録の申請)

第4条 バンクの登録を受けようとする者は、電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機で市長が指定するもの（入出力装置を含む。）と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、登録の可否を決定するとともに、当該登録の可否について、当該申請を行った者に通知する。

(登録及び登録情報の公開)

第5条 市長は、前条第2項の規定によりバンクへの登録を決定したアーティスト（以下「登録アーティスト」という。）をバンクに登録するとともに、登録情報のうち、登録アーティストの同意を得ているものについて、市公式ウェブサイト等で公開するものとする。

(登録情報の変更、削除等)

第6条 登録アーティストは、登録情報に変更があったとき又は解散等の事由が発生したときは、速やかに市長に届け出るものとする。

2 市長は、登録アーティストに対し、登録情報の変更の有無について、定期的に確認を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による届出の内容又は前項の確認に対する回答に基づき、市公式ウェブサイト等に公開している情報を変更し、又は削除する。

(登録の取消し)

第7条 市長は、登録アーティストが次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (2) 第2条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (3) 次条第2項の規定に違反したとき。
- (4) 虚偽その他不正な手段により登録を受けたとき。
- (5) 活動実態を確認できないとき。
- (6) その他登録アーティストとしてふさわしくない行為があったと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録の取消しを行うときは、当該登録アーティストにその旨を通知するとともに、市公式ウェブサイト等で公開している登録情報を削除するものとする。

(公演等の依頼)

第8条 登録アーティストは、公演等の依頼を受けるに当たっては、公演等を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）と直接連絡及び交渉をするものとし、市は一切これに関与しない。

2 登録アーティストは、公演等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公演等の依頼を拒否しなければならない。

- (1) 法令又は公序良俗に反する場合
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とする場合
- (3) 中傷又は第三者に損害若しくは不利益を与えることを目的とする場合

(費用等)

第9条 登録アーティストに対する公演等の依頼に伴い生じる費用は、登録アーティストと依頼者との間で取り決めるものとし、市は当該費用に係る一切の負担を負わないものとする。

2 登録アーティストは、依頼者と十分な打合せの下に公演等を実施するものとし、両者の間に生じるあらゆる紛争又は損害については、市は一切の責任を負わないものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。